

るものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の株式等 第六十六条の六第二項第三号に規定する直接及び間接保有の株式等をいう。

四 同族株主グループ 第六十六条の六第二項第四号に規定する同族株主グループをいう。

### 3 第一項各号に掲げる特定信託に係る特定外國子会社等（株式（出資を含む。）

若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による

生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）の提供

又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合（次項において「固定施設を有するものである場合」という。）における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外國子会社等の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

### 4 第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる特定信託に係る前項に規定する

特定外國子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外國子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

### 3 第一項の規定は、同項各号に掲げる特定信託に係る特定外國子会社等（株式（

出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若し

くは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）の提供

又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事

るものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の株式等 個人若しくは内國法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外國法人の株式の数又は出資の金額及び他の外國法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外國法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外國関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。）、内國法人又は特定信託の受託者である法人（当該特定信託の信託財産として当該外國関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する場合に限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内國法人又は特定信託の受託者である法人と政令で定める特殊の関係のある者（外國法人を除く。）をいう。

業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のそ  
の該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一一省略

第六十六条の六第五項の規定は第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人について、同条第六項の規定は第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人が当該特定信託につき前二項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、同条第五項中「当該内国法人」とあるのは「当該特定信託」と「各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）の特定信託確定申告書（同法第二条第三十二号に規定する特定信託確定申告書」と、同条第六項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

一一同上

第六十六条の六第四項の規定は第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法  
人について、同条第五項の規定は第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法  
人が当該特定信託につき前項の規定の適用を受ける場合について準用する。この  
場合において、同条第四項中「当該内国法人」とあるのは「当該特定信託」と、  
「各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書）」  
とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定す  
る計算期間をいう。）の特定信託確定申告書（同法第二条第三十二号に規定する  
特定信託確定申告書」と、同条第五項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確  
定申告書」と読み替えるものとする。

第六十八条の三の八 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人が当該特定信託につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該特定信託に係る特定外國子会社等の所得に對して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。）の額のうち当該特定外國子会社等の課税対象留保金額に対応するもの（当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産について納付する控除対象外国法人税の額（同法第八十二条の七第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下第六十八条の三の十までにおいて同じ。）とみなして、同法第八十二条の七（同法第一百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定を適用する。この場合において、同法第八十二条の七第四項中「額の全部」とあるのは、「額（租税特別措置法第六十八条の三の八第一項（特定信託に係る特定外國子会社等の課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外國子会社等の所得に對して課される外国法人税の額のうち同項の規定により當該特定信託の受託者である法人が當該特定信託の信託財産について納付するものとみなされる部分の金額を含む。）の全部」とする。

2 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人が当該特定信託に係る同

項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、前項の規定により法人税法第八十二条の七第一項から第三項まで（同法第二百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるときは、前項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該特定信託の政令で定める計算期間の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の三の九 第六十八条の三の七第一項の規定の適用があつた特定信託に係る特定外国子会社等につき第一号若しくは第二号に掲げる事が生じた場合、当該特定信託に係る同条第二項第一号に規定する外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剩余金の分配の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第三号に掲げる事が生じた場合又は当該特定信託に係る第六十八条の三の十一第二項第一号に規定する外国関係信託（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剩余金の分配の支払（第二号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第四号に掲げる事が生じた場合で、当該特定信託のこれら的事実が生じた日を含む計算期間開始の日前十年以内に開始した各計算期間（以下この項において「前五年以内の各計算期間」という。）において当該特定外国子会社等の課税対象留保金額で同条第一項の規定により前五年以内の各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前五年以内の各計算期間において当該特定外国子会社等の課税対象留保金額で第六十八条の三の七第一項の規定により前十年以内の各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「課税済留保金額」という。）があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定信託の政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この項及び次条において「課税済留保金額」という。）があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国子会社等、当該外国関係会社又は当該外国関係信託につき生じた事が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める金額のうち当該特定信託に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該特定信託のその事が生じた日を含む計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 利益の配当又は剩余金の分配の支払 その支払う利益の配当又は剩余金の分

配の額

二 省 略

三 当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行

項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、前項の規定により法人税法第八十二条の七第一項から第三項まで（同法第二百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるときは、前項の規定により控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該特定信託の政令で定める計算期間の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の三の九 第六十八条の三の七第一項の規定の適用があつた特定信託に係る特定外国子会社等につき第一号若しくは第二号に掲げる事が生じた場合又は当該特定信託に係る同項に規定する外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剩余金の分配の額の支払（同号に定める金額の同号に掲げる交付を含む。）を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。）につき第三号に掲げる事が生じた場合で、当該特定信託のこれら的事実が生じた日を含む計算期間開始の日前五年以内に開始した各計算期間（以下この項において「前五年以内の各計算期間」という。）において当該特定外国子会社等の課税対象留保金額で同条第一項の規定により前五年以内の各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前五年以内の各計算期間において当該特定外国子会社等の課税対象留保金額で第六十八条の三の七第一項の規定により前十年以内の各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「課税済留保金額」という。）があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定信託の政令で定めるところにより計算した金額を除く。以下この項及び次条において「課税済留保金額」という。）があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定信託のその事が生じた日を含む計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 利益の配当又は剩余金の分配の額の支払 その支払う利益の配当又は剩余金の分

配の額

二 同 上

三 当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行

われる利益の配当若しくは剩余金の分配の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若しくは剩余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

四 当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行  
われる収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額

2・3 省略

(特定信託に係る特定外国信託の留保金額の益金算入)

第六十八条の三の十一 次に掲げる特定信託に係る外国関係信託のうち、その信託された国又は地域におけるその所得に対しても課される税の負担が本邦における特定信託の各計算期間の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係信託に該当するもの（以下第六十八条の三の十三までにおいて「特定外国信託」という。）が、平成十七年四月一日以後に開始する各外国計算期間（外国関係信託について法人税法第十五条の三第一項から第三項までの規定を適用するものとした場合のこれらの規定に規定する計算期間をいう。以下この項及び次項第二号において同じ。）において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び収益の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この項において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその特定信託の受託者である法人がその特定信託の信託財産として有する当該特定外国信託の直接及び間接保有の受益権に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下第六十八条の三の十三までにおいて「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その特定信託の収益の額とみなして当該各外国計算期間終了日の翌日から二月を経過する日を含むその特定信託の各計算期間の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である場合における当該特定信託

二 特定信託の信託財産につき、その有する外国関係信託の直接及び間接保有の受益権の当該外国関係信託の受益権の総口数のうちに占める割合が百分の五以上である一の同族受益者グループに当該特定信託の受託者である法人が属する場合における当該特定信託（前号に掲げる特定信託を除く。）

われる利益の配当若しくは剩余金の分配の額の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若しくは剩余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額

2・3 同上

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

一 外國関係信託  
第六十六条の九の一第二項第一号に規定する外国関係信託を  
いう。

۱۷

未処分所得の金額 特定外国信託の各外国計算期間の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各計算期間の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各外国計算期間開始の日前七年以内に開始した各外国計算期間において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三、直接及び間接保有の受益権 第六十六条の九の二第二項第三号に規定する直接及び間接保有の受益権をいう。

四 同族受益者グループ 第六十六条の九の二第一項第四号に規定する同族受益者グループをいう。

第六十六条の九の二第三項の規定は、第一項名号に掲げる特定信託の受託者である法人について準用する。この場合において、同条第三項中「当該内国法人」とあるのは「当該特定信託」と、「計算期間」のあるのは「外国計算期間（第六十八条の三の十一第一項に規定する外国計算期間をいう。以下この項において同じ。）」のと、「計算期間終了」とあるのは「外国計算期間終了」と、「各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書）」のあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の三第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）の特定信託確定申告書（同法第二条第三十二号に規定する特定信託確定申告書）」と読み替えるものとする。

**第六十八条の三の十二** 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人が当該特定信託につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該特定信託に係る特定外國信託の所得に對して課される外國法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税をいう。）の額のうち当該特定外國信託の課税対象留保金額に応するもの（当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産について納付する控除対象外國法人税の額（同法第八十二条の七第一項に規定する控除対象外國法人税の額をいいう。以下第六十八条の三の十四までにおいて同じ。）とみなして、同法第八十二条の七（同法第一百四十五条の七において準用する場合を含む。）の規定を適用す

る。この場合において、同法第八十二条の七第四項中「額の全部」とあるのは、  
一額（租税特別措置法第六十八条の三の十二第一項（特定信託に係る特定外国信  
託の課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国信託の所得に  
対して課される外國法人税の額のうち同項の規定により当該特定信託の受託者で  
ある法人が当該特定信託の信託財産について納付するものとみなされる部分の金  
額を含む。）の全部」とする。

2 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である法人が当該特定信託に係る同  
項の規定の適用に係る特定外国信託の課税対象留保金額に相当する金額につき同  
項の規定の適用を受ける場合において、前項の規定により法人税法第八十二条の  
七第一項から第三項まで（同法第百四十五条の七において準用する場合を含む。  
）の規定の適用を受けるときは、前項の規定により控除対象外國法人税の額とみ  
なされた金額は、当該特定信託の政令で定める計算期間の所得の金額の計算上  
益金の額に算入する。

**第六十八条の三の十三 第六十八条の三の十一第一項の規定の適用があつた特定信  
託に係る特定外国信託につき第一号に掲げる事実が生じた場合、当該特定信託に  
係る同条第二項第一号に規定する外國関係信託（当該特定外国信託から収益の分  
配の支払を受けた外國関係信託のうち政令で定めるものに限る。以下この項にお  
いて同じ。）につき第二号に掲げる事実が生じた場合又は当該特定信託に係る第  
六十八条の三の七第二項第一号に規定する外國関係会社（当該特定外国信託から  
収益の分配の支払を受けた外國関係会社のうち政令で定めるものに限る。以下こ  
の項において同じ。）につき第三号に掲げる事実が生じた場合で、当該特定信託  
のこれら的事実が生じた日を含む計算期間開始の日前十年以内に開始した各計算  
期間（以下この項において「前十年以内の各計算期間」という。）において当該  
特定外国信託の課税対象留保金額で第六十八条の三の十一第一項の規定により前  
十年以内の各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項  
の規定により前十年以内の各計算期間において損金の額に算入された金額を除く  
。以下この項及び次条において「課税済留保金額」という。）があるときは、当  
該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国信託、当該外國関係信託又は  
当該外國関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当する  
かに応じ当該各号に定める金額のうち当該特定信託に係る課税対象留保金額から  
充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を  
限度として、当該特定信託のその事実が生じた日を含む計算期間の所得の金額の**

計算上、損金の額に算入する。

- 一 収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額
  - 二 当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行わる収益の分配の支払 その支払う収益の分配の額
  - 三 当該特定信託の受託者である法人に対し当該特定信託の信託財産について行わる利益の配当若しくは剰余金の分配の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる事由による金銭その他の資産の交付 その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又はその交付により減少することとなる利益積立金額に相当する金額
- 2 第六十八条の三の九第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十八条の三の十三第一項」と、「同条第五項」とあるのは「第六十六条の八第五項」と、「第六十八条の三の九第一項」とあるのは「第六十八条の三の十三第一項」と読み替えるものとする。
- 3 第六十八条の三の九第三項の規定は、第一項の規定の適用があつた特定信託の同項の規定により損金の額に算入された金額について準用する。
- 第六十八条の三の十四 特定信託が第六十八条の三の十一第一項各号に掲げる特定信託に該当するかどうかの判定に関する事項、第六十八条の三の十二第一項の規定により特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産について納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各計算期間の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るもの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。**

(退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止)

**第六十八条の四 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等(同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。)を行う法人の平成十一年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の三及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。**

(退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止)

**第六十八条の四 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等(同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。)を行う法人の平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の三及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。**

第六十八条の九 連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）が平成十四年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に開始するものに限り、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。以下この項及び第十二項において「適用年度」という。）において、当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の合計額が、比較試験研究費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。）を超える、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、当該適用年度の連結所得に対する法人税の額（この条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の二並びに同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において「調整前連結税額」という。）から、当該比較試験研究費の合計額を超える部分の金額の十五に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十二に相当する金額（当該連結親法人又はその連結子法人に当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合は、当該百分の十二に相当する金額に当該連結親法人及びその各連結子法人の当該特別試験研究費の額の合計額の百分の十五に相当する金額と当該調整前連結税額の百分の十四に相当する金額とのいづれか少ない金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十二に相当する金額を限度とする。

218 省略

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の九 連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）が平成十四年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に開始するものに限り、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。以下この項及び第十二項において「適用年度」という。）において、当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の試験研究費の額（その試験研究費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の合計額が、比較試験研究費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額を合計した金額をいう。）を超える、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、当該適用年度の連結所得に対する法人税の額（この条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この条において「調整前連結税額」という。）から、当該比較試験研究費の合計額を超える部分の金額の十五に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十二に相当する金額（当該連結親法人又はその連結子法人に当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額がある場合は、当該百分の十二に相当する金額に当該連結親法人及びその各連結子法人の当該特別試験研究費の額の合計額の百分の十五に相当する金額と当該調整前連結税額の百分の十四に相当する金額とのいづれか少ない金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の十二に相当する金額を限度とする。

218 同上

（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

## 第六十八条の十 省略

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で前条第七項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）に該当するもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、指定期間内にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー需給構造改革推進設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、前条、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十五第六項から第八項まで、第六十九項及び第十二項並びに第六十八条の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて「調整前連結税額」といふ。）から、当該中小連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいふ。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

## 3 12 省略

### （中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

#### 第六十八条の十一 省略

2 特定中小連結親法人（中小連結親法人のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。）又は当該特定中小連結親法人による連結完全支

## 第六十八条の十 同上

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で前条第七項に規定する中小連結法人（連結親法人である同項に規定する農業協同組合等を含む。）に該当するもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）が、指定期間内にエネルギー需給構造改革推進設備等を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の事業の用に供した場合において、当該エネルギー需給構造改革推進設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、前条、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十五第六項から第八項まで、第六十九項及び第十二項並びに法人税法第八十二条の十三から第八十三条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて「調整前連結税額」といふ。）から、当該中小連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供したエネルギー需給構造改革推進設備等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいふ。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいふ。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

## 3 12 同上

### （中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

#### 第六十八条の十一 同上

2 特定中小連結親法人（中小連結親法人のうち政令で定める法人以外の法人をいう。以下この項において同じ。）又は当該特定中小連結親法人による連結完全支

配関係にある中小連結子法人（以下この項において「特定中小連結子法人」という。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないとときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の九、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該法人税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額の当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の六第一項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品販賣業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供している場合に限るものとし、次条第三項、第六十八条の十四第三項、第六十八条の十五第七項又は第六十八条の十五の二の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人のリース税額控除限度額（その指定事業の用に供した減価償却資産（第四十二条の六第一項第一号に掲げる減価償却資産

配関係にある中小連結子法人（以下この項において「特定中小連結子法人」という。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないとときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の九、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十ニ項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その指定事業の用に供した当該特定機械装置等の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額の当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 中小連結親法人又はその中小連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない第四十二条の六第一項第一号又は第二号に掲げる減価償却資産を物品販賣業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合（その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き当該指定事業の用に供している場合に限るものとし、次条第三項、第六十八条の十四第三項又は第六十八条の十五第七項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該中小連結親法人のリース税額控除限度額（その指定事業の用に供した減価償却資産（第四十二条の六第一項第一号に掲げる減価償却資産

号に掲げる減価償却資産にあつては、その貸借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。) の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。) 及び当該各中小連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額(当該供用年度の連結所得に對する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額)当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に對する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額) 及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額(当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に對する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額) 及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額(当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に對する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額) を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。) を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

#### 4-14 省略

##### (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の各号に掲げるもの(以下この条においてそれぞれ「特定中小連結親法人等」又は「特定中小連結子法人等」という。)が、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間(次項及び第三項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに器具及び備品(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)で政令で定める規模のもの(第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」という。)を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度(以下この条において「供用年度」という。)の当該特定事業基盤強化設備の償却限度額は、法人税法第八十

にあつては、その貸借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。)の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。) 及び当該各中小連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額(当該供用年度の連結所得に對する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額)と、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額(当該供用年度の連結所得に對する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)及び当該調整前連結税額のうち当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額(当該供用年度においてその指定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に對する調整前連結税額から控除される金額のうち当該中小連結親法人又はその各中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

#### 4-14 同上

##### (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で次の各号に掲げるもの(以下この条においてそれぞれ「特定中小連結親法人等」又は「特定中小連結子法人等」という。)が、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの期間(次項及び第三項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに器具及び備品(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)で政令で定める規模のもの(第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」という。)を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度(以下この条において「供用年度」という。)の当該特定事業基盤強化設備の償却限度額は、法人税法第八十

一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業基盤強化設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業基盤強化設備の取得価額（第四号に規定する大規模連結法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

#### 一五 省略

六 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十一条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二条第六項に規定する経営革新のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人（大規模な法人の子会社として政令で定めるもの（次号及び第八号において「大規模法人子会社」という。）及び前各号に掲げる連結法人に該当するものを除く。） 当該承認経営革新計画に定める機械及び装置

七 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十二条第三項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従つて同法第二条第七項に規定する異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人（大規模法人子会社を除く。）で同法第十五条第二項に規定する確認を受けたもの（前各号に掲げる連結法人に該当するものを除く。） 当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置

一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定事業基盤強化設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定事業基盤強化設備の取得価額（第四号に規定する大規模連結法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

#### 一五 同上

六 中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて同法第二条第三項に規定する経営革新のための事業を行う同条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）で同法第九条第一項に規定する確認を受けた連結法人（前各号に掲げる連結法人に該当する者を除く。）当該承認経営革新計画に定める機械及び装置

七 次に掲げる連結法人（大規模な法人の子会社として政令で定めるものを除く。） それぞれ次に定める機械及び装置

八 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者等に該当する連結法人で同法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従つて同法第二条第四項に規定する研究開発等事業を行うもの（口又はハに掲げる連結法人に該当する者を除く。） 当該認定研究開発等事業計画に定める機械及び装置

九 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者（同項第六号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人で同条第三項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（連結子法人にあつてはその連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の当該設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである連結子法人に限るものとし、ハに掲げる連結法人に該当する者を除く。） 当該事業の用に供される機械及び装置

八 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第二条第一項に規定する中小企業者に該当する連結法人で当該連結法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した当該連結法人の各連結事業年度（当該連結法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の試験研究費の額の収入金額に対する

八 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項に規定する中小企業者（同項第八号に掲げる者を除く。）に該当する連結法人（大規模法人子会社を除く。）で同法第八条第一項に規定する業種に属する事業を営むもののうち設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないもの（連結子法人にあつては、その連結完全支配関係を有する連結親法人が当該連結親法人の当該設立の日として政令で定める日以後五年を経過していないものである場合に限り、前各号に掲げる連結法人に該当するものを除く。）当該事業の用に供される機械及び装置

2 特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等（前項第一号又は第五号に掲げる連結法人にあつては、政令で定める連結法人を除く。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定事業基盤強化設備を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合において、当該特定事業基盤強化設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の九、第六十八条の十二項、第三項及び第五項、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、次条、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十五第六項から第八項まで、第六項及び第七項、第六十八条の九、第六十八条の十二項、第三項及び第五項、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、次条、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前額」とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人等の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定事業基盤強化設備の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人等の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人等又はその各特定中小連結子法人等ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人等又はその各特定中小連結子法人等ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特定のうち当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

限度とする。

3 特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、第六十八条の十四第三項、第六十八条の十五第七項又は第六十八条の十五の二の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該特定中小連結親法人等のリース税額控除限度額（その事業の用に供した事業基盤強化設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに係る場合を除く。）による当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第一項第四号に規定する大規模連結法人が賃借をした同号に定める資産について同号に定める資産については、当該計算した金額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人等のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人等又はその各特定中小連結子法人等ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供した日を含む連結事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、第六十八条の十四第三項又は第六十八条の十五第七項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該特定中小連結親法人等のリース税額控除限度額（その事業の用に供した事業基盤強化設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに係る場合を除く。）による当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第一項第四号に規定する大規模連結法人が賃借をした同号に定める資産について同号に定める資産については、当該計算した金額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人等のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人等又はその各特定中小連結子法人等ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

第六十八条の十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの期間のうち政令で定める期間内に、第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のもの的新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該事業の用に供したときは、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の十五の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第三項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

第六十八条の十三 連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの期間のうちに政令で定める期間内に、第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる地区において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のもの的新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該地区において当該連結親法人又はその連結子法人の当該事業の用に供したときは、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項、次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第三項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十四

**第六十八条の十四** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十条第二項に規定する承認経営革新計画に従つて沖縄振興特別措置法第六十六条第一項に規定する経営革新のための事業を行う同項に規定する特定中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第一項第八号に掲げる者を除く。）に該当するもの（以下この条においてそれぞれ「特定中小連結親法人」又は「特定中小連結子法人」という。）が、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該承認経営革新計画に定める機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備（以下この条において「経営革新設備等」という。）で政令で定める規模のもの（第三項までにおいて「特定経営革新設備等」という。）を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該特定経営革新設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定経営革新設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定経営革新設備等の取得価額の百分の三十四（建物及びその附属設備については、百分の二十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

**2** 特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人が、指定期間内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない特定経営革新設備等を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定経営革新設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十一第

(第三項までにおいて「特定経営革新設備等」という。)を取得し、又は特定経革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度(以下この条において「供用年度」という。)の当該特定経営革新設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定経営革新設備等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定経営革新設備等の取得価額の百分の三十四(建物及びその附属設備については、百分の二十)に相当する金額をいう。)との合計

を取得し、又は特定経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む連結事業年度（以下この条において「供用年度」という。）の当該特定経営革新設備等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定経営革新設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定経営革新設備等の取得価額の百分の三十四（建物及びその附属設備については、百分の二十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人が、指定期間内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない特定経営革新設備等を取得し、又は特定経営革新設備等を作成し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定経営革新設備等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二

一項から第四項まで、第六項及び第七項、前条、次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の十五の二並びに法人税法第八十一条の三から第八十二条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定経営革新設備等の取得価額の百分の十五（当該特定経営革新設備等が建物及びその附属設備である場合には、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

一項から第四項まで、第六項及び第七項、前条並びに次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第五項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定経営革新設備等の取得価額の百分の十五（当該特定経営革新設備等が建物及びその附属設備である場合には、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第五項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した経営革新設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定経営革新設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定経営革新設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を（当該金額を控除した残額）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

#### 4-14 省 略

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

#### 第六十八条の十五 省 略

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等（第一項に規定する特定情報通信機器等をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は特定情報通信機器等を作成して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定情報通信機器等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第八項まで、第十一項及び第十二項、第六十八条の九、第六十八条の十二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに次条並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第八項まで及び第十項において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定情報通信機器等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第十項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供

分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した経営革新設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎とした特定経営革新設備等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を（当該金額を控除した残額）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

#### 4-14 同 上

（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

#### 第六十八条の十五 同 上

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定情報通信機器等（第一項に規定する特定情報通信機器等をいう。以下この項において同じ。）を取得し、又は特定情報通信機器等を作成して、これを国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合において、当該特定情報通信機器等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項から第八項まで、第十一項及び第十二項、第六十八条の九、第六十八条の十二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第八項まで及び第十項において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定情報通信機器等の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第十項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度

用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は

当該法人税額基準額を限度とする。

当該法人税額基準額を限度とする。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（政令で定める連結法人を除く。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品貿易業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、当該情報通信機器等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この項において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供している場合に限るもとのとし、次条の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人のリース税額控除限度額（その事業の用に供したリース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第十項において同じ。）及び当該各連結子法人のリース税額控除限度額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度において、当該事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等について前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額をいう。）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額

における税額控除限度額が当該連結親法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人（政令で定める連結法人を除く。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない情報通信機器等を物品賃貸業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、当該情報通信機器等（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。以下この項において「リース情報通信機器等」という。）を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の営む事業の用に供した場合（その事業の用に供してはいる場合に限る。）には、供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人のリース税額控除限度額（その事業の用に供したりース情報通信機器等の当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額の合計額の百分の十に相当する金額をいう。以下この項及び第十項において同じ。）及び当該各連結子法人のリース税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した第一項に規定する特定情報通信機器等につき前項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、そのリース税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

## (教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除)

**第六十八条の十五の二** 連結法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（次項及び第三項において「連結親法人事業年度」という。）が平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始するものに限り、その連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）の合計額が比較教育訓練費の合計額（当該連結親法人及びその各連結子法人の比較教育訓練費の額を合計した金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十二第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において「調整前連結税額」という。）から、当該比較教育訓練費の合計額を超える部分の金額の百分の二十五に相当する金額を控除する。ただし、その控除を受ける金額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

- 2) 連結法人（その連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第七項に規定する中小連結親法人をいう。以下この項において同じ。）に該当するものに限る。）の各連結事業年度（連結親法人事業年度が平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始するものに限り、前項の規定の適用を受ける連結事業年度及び当該中小連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において、当該中小連結親法人又は当該中小連結親法人に